令和４年度　第１回猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例検討委員会

（概要版）

日 時　令和４年６月２９日（水）午後６時３０分～

　　　　　　　　　　　場　所 猪名川町立 中央公民館２階　会議室１

１　開　会

２　委嘱状の交付

３　委員紹介

４　委員長・副委員長の選出

５　諮　問

６　協議事項

・会議の公開・非公開、議事録の公開について

会議については、地名や発言者の特定など運営に影響があることが想定されることから非公開とする。

議事録については、概要版を公開する。  
  
・条例の名称について

猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例は仮称と考える。名称も含めて協議事項とし委員から意見を募った。

部落差別の解消の推進に関する法律は理念法である。法の内容を具体的にするためにも「猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例」とするのが適当。

内容を協議して、その内容にふさわしい名称にすればいい。様々な差別がある中に部落差別を位置づけることもできる。あらゆる可能性を議論した先に名称が決まる。

「部落差別の解消の推進に関する条例」の名称に反対する委員はいない。部落差別は今も現存することを示すためにも、この名称でもいい。様々な課題を取り入れた条例を作りたい。ある程度議論が進んだ中で名称も含めて決めていけばいい。

・部落差別の解消の推進に関する法律及び他市町の条例化の動きについて

湯浅町の条例は罰則規定が特徴。差別の主流は、インターネット。インターネットに対応できるような条例が必要。子どもは知らないことに興味を持つ。間違った情報でも信じてしまう。あってはいけないことと認識ができるような条例化を目指したい。

・今後の方向性について

部落差別の解消の推進に関する法律の制定は、部落差別が現存していることを認めたことに意義がある。部落差別を基本に議論していき、他の良い面は取り込んでいけばいい。

差別をする人の中には、偶然情報に触れ、“差別をさせられている層”もいる。そのことも視野に部落問題は、自分自身の事ととらえ、何が差別か示す啓発も必要。なぜ人は差別するのか？一人でも多くの住民がこの問題を考えてもらえるような条例が必要。

理想は、人権課題に対する条例化であるが、いままで「部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃～」との表現を使っているが、部落差別撤廃に対する歴史・教育その過程があらゆる差別の撤廃に向け参考になる。猪名川町で部落差別撤廃に向けた条例制定の議論を進めながら、その他の人権課題にも取り組む。とりわけインターネットに対する対応が必要。